



令和7年12月9日

県政記者クラブ 会員各位

岩手県復興防災部防災課

## 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る 災害救助法の適用について

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受け恐れが生じていることから、県では以下の市町村に災害救助法の適用を決定しましたのでお知らせします。

### 1 災害救助法適用の概要

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町	12月8日	令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受け恐れが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

### 2 これまでにとられた措置

避難所の設置等

担当：防災危機管理担当課長 阿部（内線5166）、主任主査 横森（内線5165）